

5日

後継者不在などで、事業の存続に悩みを抱える中小企業・小規模事業者の方の相談に対応するため、「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（以下「産活法」という）」に基づく全国47都道府県の認定支援機関に「事業引継ぎ相談窓口」を設置しております。

また、特に事業引継ぎ支援の需要が多い全国7箇所に「事業引継ぎ支援センター」を設置しております。

※ 「事業引継ぎ」とは、後継者不在などで事業活動を継続できない企業が、事業を他の企業に売却し、事業を引き継いでいただくことです。  
<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/2011/110630HikitsugiMadoguchi.htm>

〔上野 博子〕

## 第4章

# 特別寄稿

台湾の後見と介護

# 台湾の後見と介護

- I はじめに
- II 後見報酬請求の裁判例
- III 親族後見人の報酬の特徴と機能

## I はじめに

### (1) 介護行為は成年後見人の職務内容ではない

成年後見制度は、主として判断能力の不十分な成年者を支援するための制度である。しかし、台湾の成年後見人の権限は、財産に関する法律行為についての代理権のみならず、身上に関する行為についての代行決定権をも有している。すなわち、成年後見人は、本人（被後見人）の代わりに施設入所契約や医療契約等を締結し、必要な費用を本人の財産から支出することができるに止まらず、個々の医療行為、例えば、手術や電気けいれん療法に対する同意をも代行することができる<sup>1)</sup>。これに対して、日本では現在のところ、成年後見人には手術や治療行為へ同意権（代諾権）がないと一般的に解されている<sup>2)</sup>。つまり、台湾の成年後見人の権限の範囲は極めて広く、法律行為に限られないといえる。

とはいえ、成年後見制度は、本人の判断力の低下を支援するものであり、身上の世話を約束するものではない。成年後見人は広範な権限を有するが、それはあくまで代行決定者<sup>3)</sup>であり、事実行為としての介護活動等に従事することを要求されていない。つまり、成年後見人は、「成年被後見人の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務を行うに当たっては、成年被後見人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない」（台湾の民法1112条）が、自らおむつを替え、食事を口に運ぶような介護や身の回りの世話を職務内容とするものではない<sup>4)</sup>。このことは台湾

の法律の明文や文献には記載されていないが、台湾の民法1111条の2は、本人の介護に従事する法人やその代表者・責任者ないし当該法人と雇用・委任等の関係を有する者が、成年後見人に選任されることを禁じている。なぜなら、それらの者の利益は本人の利益と相反する可能性があり、成年後見人として適任ではないからである。この規定から、利益相反のため、成年後見人が（有償な）介護サービス提供者を兼ねてはならないという帰結を導くことができる。

## (2) 親族後見人兼介護者の現実とその問題

しかし、台湾の後見の実状はこのような結論とは甚だ異なる。まず、台湾では親族後見人が90%以上を占めており、残りの多くは公的後見で、専門職後見人が少ない<sup>5)</sup>。次に、台湾では介護保険制度がまだ導入されておらず、本人の介護や身の回りの世話についていえば、施設に入居またはヘルパーを雇い在宅して介護してもらう者は確かに存在するが、本人の資力や心身状況等の理由から、親族である後見人と同居し、後見人とその家族から介護サービスを得る者も決して少なくない<sup>6)</sup>。介護の仕事が重い負担であることに鑑みれば、介護契約は有償であるべきで、介護者が報酬を請求し得るという考え方は徐々に浸透してきている。しかし、家族間の介護に対する清算の法的な枠組みは、未だに欠如しており、とりわけ介護者が後見人またはその家族である場合は、問題は一層複雑となる。

介護者である後見人が介護の仕事の対価を求める事例を想定しよう。上述したように、本来、介護者である後見人が、本人との間に介護契約を成立させるわけにはいかない（これは利益相反行為であるのみならず、台湾の民法1102条は後見人が本人から財産を譲り受けることを禁止する。）ので、直接に介護の報酬を請求することは困難である。このことは日本及び台湾でも同様である。ただし、少なくとも日本には寄与分制度があり、このような介護は、被相続人の財産の維持又は増加についての特別の寄与として、遺産分割の際に考慮される可能性がある。これに対して、台湾には寄与分制度が存在せず、相続の過程で評価されないため、結局は、介護者である後見人は、形を変えて後

見の報酬を請求することとなる。つまり、台湾では、後見人の報酬請求は、性質として介護の報酬請求を兼ねている場合もあると考えられる。

次節では、台湾の後見報酬請求に関する裁判例を取り上げ、具体的な事案の中で、どのようなサービスが、後見として認められ、報酬を請求することができるのか、その中に介護の清算の部分が含まれているのか、あるいは親族間の互助と評価されて、報酬請求が拒まれるのか等についてさらに検討を加える。

## II 後見報酬請求の裁判例

台湾の民法1104条は、「(未成年者の) 後見人は報酬を請求することができ、その金額は、裁判所が後見人の労力および被後見人の資力を斟酌し決定する。」と定め、さらに、1113条により、同条は成年後見人にも準用される。これに基づいて、家事事件法3条5項11号は、「後見人報酬(請求)事件」を戊類事件として位置づけ、非訟手続によると規定している(同法74条)。また、前述のとおり、民法1102条は後見人が本人から財産を譲り受けることを禁止しているので、成年後見人は、本人の財産から何か(報酬)を得るためには、非訟手続による報酬決定という裁判所の手続を経由しなければならない。現在台湾における裁判は公開されているため、司法院の「法学資料検索システム」<sup>7)</sup>で、2013年末までの全ての裁判所における後見報酬請求の事件を調べた結果、合計14件<sup>8)</sup>の事件が得られた。裁判所が認めた報酬金額は月0元から8万元まででばらつきが多い。本稿は、親族後見人の後見報酬には、介護に対する評価が混入するのではないかという問題意識から出発するので、以下では、まず第三者後見人の事件を取り上げ、その報酬額と考慮要素を観察してから、親族後見人の事件を検討し、両者の違いを比較することとしたい。

### (1) 第三者後見人の報酬請求事件

14件のうち、台北地院97家声13、新北地院102家訴114、士林地院94財管47

と彰化地院103監宣28の4件は第三者後見人の報酬が関係する事件である。また、前述したとおり、第三者後見人の多くが、公的後見すなわち県・市の社会局が後見人として選任される類型の後見であり、公費で後見事務に従事するため、報酬を請求することはない。したがって、この4件は、いずれも公的後見ではなく、専門職後見人のケースである。

#### ① 台北地院97家声13

このケースは成年後見制度が改正される以前すなわち禁治産宣告の時代の事案である。旧法では、禁治産者の後見人は、一定の範囲の親族からの人選に限られており、そのような親族が存在しない場合に、はじめて裁判所によって選任されることになる(旧法1111条)。この事件は本人に親族が存在しないから、裁判所が弁護士を後見人に選任した珍しいケースである。後見人は、2005年12月の選任から2008年3月の本人の死亡まで、約2年3か月間後見事務に従事した。本人の財産が裕福なのであるか、裁判所は、本人の死亡後、財産を清算し、剰余を相続人に引き渡すよう後見人に命じるとともに、後見報酬として総額900,000元を認めた。単純に計算すれば、1か月で33,333元である。しかし、当該弁護士が具体的にどのような仕事をしてきたのか、禁治産者がどのような生活状態であったのかははっきりしない。

#### ② 新北地院102家訴114と士林地院94財管47

二件目の新北地院の決定と三件目の士林地院の決定は、実は同じ事件であるにもかかわらず、二つの裁判所が下した判断には大きな差が出ている。本件の被後見人Zは台湾に相続人がない男性の退役軍人で、最初は某財団法人が経営する有料老人ホームAに入居したが、2001年に症状が悪化し、別の病院に転院し、同年4月1日に禁治産宣告を受け、裁判所はAの責任者のBを後見人に選任した。2004年2月にZは死亡したが、遺産が1千万元以上あった。士林地院94財管47は、Bが実際に被後見人の介護をしておらず、その仕事内容は定期的に病院へ見舞いに行き、Zの有価証券、印鑑、通帳を保管するに過ぎず、負担が重いとはいえないとして、34か月間の後見報酬について一括して3,000元しか認めなかった。

これに対して、Bが不満を持ったのであろうか、Bは自らの後見報酬請求権をAに譲渡した。Aが8年半後の2013年にZの遺産管理人に対して後見報酬を請求したのが新北地院102家訴114である。今回は、裁判所は、Aの主張すなわち当時の最低賃金月額15,840元をもって後見の34か月間に乗じた538,560元(これもまたBの士林地院94財管47における主張)を全面的に認容した。しかし、新北地院102家訴114は、Bの仕事内容について、士林地院94財管47と異なった認定をしておらず、なぜ報酬が月15,840元なのかについて明確に述べていない。

#### ③ 彰化地院103監宣28

四件目は、後見人が弁護士、財産目録作製の立会人が県の社会福祉士という事例である。この事件以前に、同裁判所は101監宣155でZの後見開始を認め、後見人の選任に当たって、以下のように家族関係等を整理した。Zには4人の子(A、B、C、D)があり、後見開始前にはAと同居し、Aに面倒を見てもらっていたが、AはZに暴力をふるい、裁判所によって保護命令が出されたことがある。また、BとCは、Aが他に恐喝、文書偽造、名誉毀損等の犯罪に関わるのみならず、Zの数百万円の財産を横領したと主張し、Aとの間に頻繁に争いが起こっていた。Dは中立であるが、農家であり月6~7,000円の収入しか得られないため、Zを世話する余裕がないと主張した。101監宣155は、AとB・C間の信頼関係がまったく存在せず、お互いに協力して母のZの後見事務に従事することが期待できないこと、Zの財産の行方をまず確認する必要があることから、中立で客観的な専門家すなわち弁護士を後見人に選任した。2年後に、Aが、弁護士である後見人の解任を求めたのが本件(彰化地院103監宣28)であり、そこから、後見人の報酬が毎月12,000円で、被後見人の財産総額が400万元であることが見て取れる。裁判所は、Aの解任の申立てを棄却したが、弁護士である後見人の辞任を認めた。

#### ④ 小括

以上の4件は全て専門職後見人による後見であり、後見人が被後見人と同居しておらず、事実上の介護や面倒見がなく、その仕事はもっぱら財産

管理（または他の意思代行決定）である。また、後見人は被後見人の親族ではない「赤の他人」であるから、報酬請求は当然だと裁判所も考え、請求自体が棄却されることはなかった。この点は親族後見人の状況とは大きく異なっている。それはともかく、同じく財産管理を中心とした専門職後見人の職務であるのに、なぜ報酬額が総額3,000元から、月12,000元・15,840元・33,333元等と大きく異なっているのか。民法1104条の挙げる考慮要素は後見人の費やした労力と被後見人の資力の二つである。上述した四つの裁判例の中で、3の彰化地院103監宣28では、被後見人の子の間に争いがあり、そのうちの1人（A）が後見人である弁護士に対して（根拠なく）殺人未遂や名誉毀損等の刑事告訴及び後見人解任の申立てを提起し、様々な妨害を加えており、後見人にとっては負担が最も重い事件であろう（現実に後見人はそれに耐えきれず辞任を求めた。）。他の3件は、いずれも身寄りのない高齢者であり、周囲には複雑な親族間の葛藤がない。それにもかかわらず、3の彰化地院103監宣28は後見報酬として月12,000元しか認めていない。おそらく、被後見人の財産の多寡が報酬を左右する要因ではないだろうか。とりわけ、被後見人がすでに死亡し、遺産が多いにもかかわらず相続人が存在しない事件では、裁判所は後見報酬を寛大に認める傾向がある。

## (2) 親族後見人の報酬請求事件

14件の裁判例の中で、10件が親族後見人の事件である。これらの裁判例を、報酬額がゼロ（つまり申立ての棄却）、低額（10,000元以下）と高額の三つのカテゴリーに分けて分析を加えることとする。

### ① 報酬請求が棄却されたもの

後見人の報酬請求が棄却された事件は、台北地院100監181、新北地院99監宣15、台中地院102監宣170、屏東地院100家声206の4件であり、その理由も類似している。

台北地院100監181では、被後見人は老人ホームに入居しており、裁判所は、後見人（被後見人の息子）が被後見人の死亡まで2～3年間は後見職

務に従事したものの、介護や療養監護ではなく、実質には定期的な見舞いやリハビリテーションへの同行に過ぎず、これは本来子の親孝行というべきであり、後見の報酬を請求することはできないと判示した。ちなみに、被後見人の遺産は8件の不動産と現金287,197元であり、後見人が請求した報酬も287,197元である。

二件目の新北地院99監宣15も類似した事件であり、被後見人は施設に入居しており、後見人すなわち80歳の配偶者（夫）は、見舞いをしているに過ぎず、報酬を請求し得ないとされている。

台中地院102監宣170は、同じく後見人は息子であり、被後見人が生前に老人ホームと病院に入所し、すでに死亡したケースである。裁判所は、「後見人は被後見人の子であり、被後見人の世話をする責任を負い、後見人が被後見人の入院・転院・手術・看護等の事務を処理し、送迎することは、子のすべき親孝行である。」と述べ、さらに、後見人の入院治療や看護費用は全て自らの財産によって支払われたので、後見報酬の請求を認めなかった。

屏東地院100家声206は、やや特殊な事案である。すなわち被後見人は施設ではなく、後見人（被後見人の兄）と同居しているが、被後見人は知的障害者だが健康状態は良好であり、財産が約180万円で、後見人の仕事は食事の提供や病院への送迎などに限られていた。また、被後見人の生活費は月9,870元程度であり、全て自らの貯金から支弁されていた。裁判所は、兄である後見人は本来、被後見人の面倒を見る扶養義務を負い、かつ現在の後見職務が単純なものだからという理由で、報酬の請求を認めなかった。

### ② 報酬が低額のもの

このカテゴリーに属する事件には、台北地院101監宣332、100監402、台中地院101監宣742、南投地院88監10の4件がある。

台北地院101監宣332の事実関係は、上述の①の裁判例と若干類似する部分があり、すなわち、被後見人は10年以上に渡り施設に入居しており、その息子が後見人である。ただし、この事件の後見人は、一般的な財産の保管のほか、被後見人の所有する建物をリフォームした上で、賃貸して利益

を上げていた。そのためか、裁判所は、「子の親に対する面倒見・世話の義務は、後見人の報酬請求とは異なる法律関係で」あり、月3,000元の報酬を認め、後見人の職務を積極的に評価した。ちなみに、本件の被後見人は、不動産を所有するほか、毎月21,875元の高齢障害手当を得ており、3,000元の後見報酬には被後見人の生活費用は含まれていないと推測できる。

二件目の台北地院100監402では、後見人は被後見人の娘であり、9年半に渡って後見職務に従事しており、最初に被後見人を施設に入所させ、その後、被後見人のために家屋を賃借し、さらに購入し、24時間のヘルパーを雇った結果、報酬は月8,333元（年100,000元）と認められた。ただし、被後見人の資産状況や生活費の由来は不明である。

三件目の台中地院101監宣742の事実関係は、上述①の屏東地院100家声206に若干類似する。すなわち、被後見人は知的障害者であり、その兄が後見人で、両者は同居していたが、被後見人の財産は335万元であり、自ら食事し、ペットと散歩し、歩行は可能であり、健康状態は良好であった。後見人によれば、被後見人の衣食等の生活費用は、全て後見人の財産によって支払われてきた。裁判所は、後見事務が必ずしも過重なものとはいえないという理由で月8,000元の報酬を認めた。

四件目の南投地院88監10も知的障害者のケースであるが、その生活費用は後見人が立て替えていたようで、最後に認められた報酬は月6,000元（当時の所得税の扶養控除額）である。

### ③ 報酬が高額のもの

残りの2件すなわち台北地院101監宣488と101監214は、比較的高額な報酬が認められたケースである。

台北地院101監宣488では、被後見人Zは900万元の財産を有し、その長男A（とその同居者）が実際に介護を行っており、介護状態は適切であるが、Aは他の3人兄弟B・C・Dとは性格が合わなかった。裁判所は、在宅介護がZの利益に適うとした上で、身上監護の後見人にAを、財産管理の後見人として次男Bを選任し、Zの重要な財産をBに保管させ、Bが毎月Z

の生活費である20,000元を特定の口座に振込みAに使用させることを命じた。これに対して、実際にZを介護する後見人Aは、後見報酬を求めたが、裁判所は、Zが自力で歩行できず、一人で放置されると危険があり、常に同伴者が必要である状況、さらに、一般の介護施設の費用が月30,000～35,000元であり、専門の24時間ヘルパーの費用は月60,000元～66,000元であるものの、「家族介護が専門的な介護とは質が異なるため、同一の価格では計算できない」という理由から、Aに対して月35,000元の後見報酬を認めた。

台北地院101監214では、後見人は被後見人の息子であり、仕事を辞め、配偶者とともに24時間で介護していた。ところが、その後、後見人自身が病気に罹り、介護ができなくなり、外国籍ヘルパーを雇い、在宅介護を続けた。裁判所は理由を詳しく述べてはいないが、月80,000元の後見報酬を認めた。

### ④ 小括

報酬請求が棄却された事件の共通点は、後見人は被後見人に生活費と介護サービスを提供していないことである。被後見人のために、医療契約・入院契約・看護契約の締結を支援したり、食事や送迎を提供したりすることは、親孝行や扶養義務等、裁判所により用語が異なるが、負担は軽い、すなわち親族間の無償の助け合いに過ぎないと位置づけられている。仮に後見人がそれ以上のサービスを提供していたケース、例えば、被後見人の不動産を積極的に修繕し、賃貸して利益をあげていた場合には、ようやく月3,000元の報酬が認められることになる。その上、月6,000元～8,000元の報酬のケースでは、後見人は介護まではしていないが、被後見人の日常生活の費用を立て替えたものであり、報酬には、生活費が含まれている。最後に、35,000元や80,000元のような異常に高額な報酬には、明らかに後見人が提供した介護サービスの対価が含まれている。

### III 親族後見人の報酬の特徴と機能

日本では裁判所が成年後見人の報酬額の目安を公表しており、原則的には管理財産額が高ければ報酬が高く、また、身上監護等に特別困難な事情があった場合等には付加報酬が付けられる。また、親族後見人による報酬の申立てがあった場合は、この報酬額の目安を参考に事案に応じて減額されることがある<sup>9)</sup>。台湾には専門職後見人が少ないためか、このような報酬額の目安は未だ存在しない。とはいえ、以上の台湾の裁判例を見ると、専門職後見人の報酬額は確かに被後見人の資産額と関係している。また、専門職後見人と親族後見人の職務執行に対する評価は確実に異なっており、すなわち、専門職後見人が必ず報酬を得られるのに対して、親族後見人はそうではない。親族後見人による財産管理行為が被後見人の資産の維持や増加に間違いなく貢献した場合には、後見の報酬は少ないものの、一応は認められる。しかし、親族後見人が行った身上監護に関する法律行為すなわち医療契約・入院契約・看護契約・介護契約等の代理締結や手術同意等の意思代行決定等は、「親孝行や扶養義務等」と性質決定される傾向がある<sup>10)</sup>。ただし、この「扶養義務」は民法上の扶養義務とは意味が異なる。裁判所の真意は、このような行為は親族間の支え合いや助け合いに属し、無償であるべきだということであろう。

また、親族後見人の報酬額の幅（ゼロから月80,000円まで）は、専門職後見人のそれ（一括3,000円から月33,000円まで）より大きい。なぜなら、親族後見人の報酬額には、純粋な財産管理と身上監護の職務の対価のほか、立て替えられた生活費の償還や介護サービスの対価のような、本来は後見人の報酬請求とは別の法理で清算すべきものが混入しているからである。このような事態は、被後見人と同居せず自分では介護を行わない専門職後見人では発生しやうがない。とはいえ、介護は、重い負担であり、その市場化の進展により、親族間の助け合いには必ずしも含まれない有償的なものと認識されつつあるので、これを何らかの方法で評価すべきであろうというニーズは現実存在

している。寄与分制度のない台湾では、相続の場面で親族間で提供された介護を清算するのは困難であり、そこで、後見の報酬は一つの突破口となった。このような考え方は、IIの(2)の③で紹介した台北地院101監宣488に如実に現れている。すなわち、裁判所は、自ら介護行為を行うのは後見人の職務に適さないという法原則を捨て、介護者のA（被後見人の長男）を身上監護の後見人に選任し、報酬の考慮要素としてAとAの事実婚の配偶者の介護行為を明確にあげている。仮にこのような事例が日本で問題となった場合は、裁判所はおそらく、仲の悪いA（長男）とB（次男）のいずれも後見人に選任することなく、中立な第三者である専門職後見人を選任し、さらに、後見人によって業者との間に介護契約が結ばれるのではないかと推測する。しかし、専門職後見人の不足が深刻であり、市場での介護サービスが高価で、かつ相続法に相続人の寄与に対する評価方法がない台湾では、被後見人に支援する仕事を、いかに葛藤をかかえた親族間で分担させ、公平に評価するかが裁判所の重要な課題である。本稿は、後見人の報酬がその一つの調整措置として利用されていることを明らかにしたと考える。当然ながら、これで全ての問題を解決できるわけではなく、例えば、仮に実際の介護者が（日本で多く見られるような）長男の嫁であるものの後見人として選任されていない場合には、後見人の報酬という方法で介護を評価することは不可能である。したがって、将来はやはり親族による介護や身辺の世話を適切に評価する法的な枠組みを整備し、後見を純粋な意思決定の支援に戻すべきではないかと考える。

\* 本稿は、科技部103年度專題研究計画「成年監護代行決定基準之研究」(MOST 103-2410-H-002-055)の研究成果の一部である。

#### 注

- 1) 成年後見人の代行決定権の行使に対する審査のメカニズムは存在しない。しかし、優生手術や重大な身体の手術等は本人の人格ないし生命に密接に関わるため、このような軽率な定め方には多くの問題が含まれている。黃詩淳「台湾の成年後見制度の概要と特色」新・アジア家族法三国会議編『成年後見制度』

125-128頁（日本加除出版，2014）

- 2) 法務省民事局参事官室『成年後見制度の改正に関する要綱試案の解説——要綱試案・概要・補足説明』43頁（金融財政事情研究会，1998）
- 3) 台湾の現行法が，本人を行為無能力者とした（民法15条）上で，成年後見人に包括的な代理権を与えている（同法1113条による1098条1項の準用）ため，本人に必要な法律行為はすべて成年後見人によって代行される。また，前述したように，手術への同意等，法律行為でない事項にまで，成年後見人の代行決定権が認められている。しかし，このような代行意思決定（substituted decision-making）の制度設計は，国連障害者権利条約12条の趣旨に反しかねない。詳しくは，黃詩淳「從身心障礙者權利公約之觀點評析臺灣之成年監護制度」月旦法學233期145-148頁（2014）を参照。
- 4) このことは日本でも台湾でも同様である。日本の状況については，河上正二『民法学入門——民法総則講義・序論〔第2版増補版〕』234頁（日本評論社，2014）
- 5) 黃詩淳「不動産の処分に対する台湾の裁判所の許可から成年被後見人の利益を考える」成年後見法研究10号116頁（2013），『「監護宣告之實務與課題」座談會記錄』黃詩淳・陳自強編著『高齢化社會法律之新挑戰：以財產管理為中心』392頁（新學林，2014）
- 6) 現実に台湾では介護付の有料老人ホームは，月額費用は35,000台湾元である（2015年10月15日の為替レート0.27で計算したら，約129,630日本円に相当する。）。これに対して，労働保険の高齢年金では，標準報酬月額最高額の43,900元及び加入期間が30年という条件で計算すると，毎月得られる年金は24,497元に過ぎない（2015年10月15日の時点の試算結果）。そのため，介護付の有料老人ホームは台湾の一般の労働者にとっては費用負担が困難である。
- 7) <http://jirs.judicial.gov.tw/Index.htm> なお，未成年者又は性犯罪に関する裁判内容は公表されないが，事件自体の存在すなわち裁判番号は判明できる。
- 8) 検索方法は，キーワード欄に「監護宣告&報酬」また「補助宣告&報酬」を入れた。そうすると，後見報酬の請求の申立てはもちろん，他の類型の申立て（例えば後見の開始や後見人の解任）の中に，後見人の報酬が言及・判断されるものも検索に当たる。結局は，台北地院101監宣332，101監宣488，101監214，100監402，100監181，97家声13，士林地院94財管47，新北地院102家訴114，99監宣15，台中地院102監宣170，101監宣742，彰化地院103監宣28，南投地院88監10，屏東地院100家声206，合計14件が該当する。例えば，「台北地院101監宣332」とは，台北地方法院（家事庭）が，民国101年度（1911を足すと西暦年，

すなわち2012年）の監宣332号の決定である。

- 9) 東京家庭裁判所・東京家庭裁判所立川支部「成年後見人等の報酬額のめやす」  
[http://www.courts.go.jp/tokyo-f/vcms\\_if/130131seinenkoukennintounohoshugakunomeyasu.pdf#search='成年後見人等の報酬額のめやす'](http://www.courts.go.jp/tokyo-f/vcms_if/130131seinenkoukennintounohoshugakunomeyasu.pdf#search='成年後見人等の報酬額のめやす')（2013年1月1日）
- 10) 親族後見人ではなく，専門職後見人の場合に関する検討ではあるが，日本でも，財産管理に対する評価が高く，身上監護に関する評価が低いという後見現場の不満が指摘されている。馬場雅貴「後見人等に対する報酬」松川正毅編『成年後見における死後の事務——事例にみる問題点と対応策』（日本加除出版，2011）165頁

〔黃詩淳〕